

明石市交通バリアフリー基本構想の特徴

重点整備地区および準整備地区の設定

明石市では、法に基づく重点整備地区とともに、明石市独自の準整備地区を設定します

重点整備地区は、①関係者が積極的に協力することにより事業を効果的に推進できること、②高齢者、身体障害者等の参画による意見を反映すること、③事業目標が明確で既存計画等との調和が図れること等に留意し、明石市の財政上の制約や公共交通事業者等の経営状況や意見、都市計画上の整合性等も考慮し設定します。

準整備地区は、重点整備地区として設定されない鉄道駅や周辺地域についても可能な限りバリアフリー化を推進することが望ましいという観点から設定された地区で、法的な位置づけがありませんが、各事業者は関係者との協議を前提に可能な範囲で整備を進めます。この地区においては、高齢者や障害者の指摘事項の中で、とくに①安全性を早急に確保する必要がある整備項目、②比較的軽微な投資で、飛躍的に利便性や安全性が向上する費用対効果の高い整備項目等のバリアフリー化を中心に個別的に実施します。

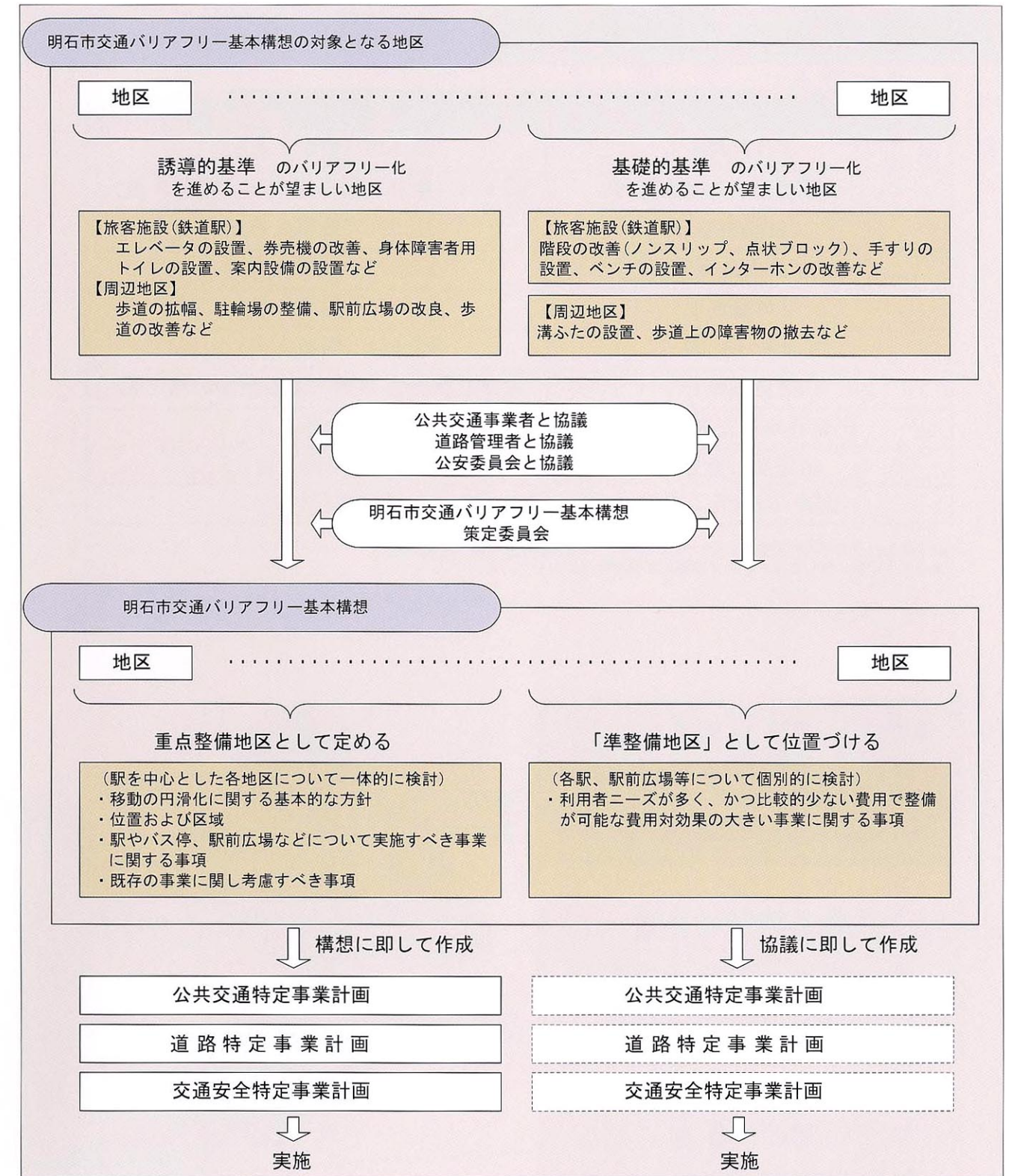
重点整備地区、準整備地区の整備イメージ

重点整備地区

- エレベーターの設置や歩道の拡幅など、高齢者や障害者のニーズが強くあり、整備や維持管理に関する費用が比較的大きいため、明石市や交通事業者の経済的負担が大きい整備内容のバリアフリー化を進めます。
- 整備の目標年次は2010年（平成22年）です。

準整備地区

- 安全性を早急に確保する必要がある整備項目及び手すりの新設やインターホンの位置の改善、誘導ブロックの敷設・改善など、高齢者や障害者のニーズが強くあり、比較的少ない費用で安全性や利便性が確保できる費用対効果の大きい整備内容のバリアフリー化を進めます。
- 関係者と引き続き協議を進め、高齢者や障害者のニーズに即した事業を優先的に実施していきます。特に、軽微な投資で改善を図ることができるものについては速やかに対応を図ります。



【語句説明】

- 誘導的基準のバリアフリー化
エレベーターの設置や歩道の拡幅など、高齢者や障害者のニーズが強くあるが、整備や維持管理に関する費用が比較的大きく、明石市や交通事業者の経済的負担が大きい整備内容のバリアフリー化。重点整備地区で実施する。
- 基礎的基準のバリアフリー化
手すりの新設やインターホンの位置の改善、誘導ブロックの敷設・改善など、高齢者や障害者のニーズが強くあり、比較的少ない費用で安全性や利便性が確保できる費用対効果の大きい整備内容のバリアフリー化。高齢者や身体障害者のニーズに即した事業を優先的に実施する。